中古スマホあんしん補償利用規約

「中古スマホあんしん補償利用規約」（以下「本規約」といいます）は、ヤフー株式会社（以下「当社」といいます）が第 1 条第 2 号に定義する利用者に同条第 3 号に定義する補償金を支払うサービス（提供名を「中古スマホあんしん補償」とし、以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。なお、本サービスの利用に際しては、本規約のほか、Yahoo! JAPAN 利用規約が適用されます。本規約と Yahoo! JAPAN 利用規約の記載が矛盾するときは、本規約が優先して適用されます。

第 1 条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

用語	定義
(1)利用契約	本サービスの利用に関する契約をいいます。
(2)利用者	当社と利用契約を締結している者をいいます。
(3)補償金	当社が、本規約に従い利用者に対してお見舞金として支払う金銭をいいます。
(4)契約期間	第 3 条に従い利用契約が成立した時から、第 13 条に従い当該利用契約が終了する時までをいいます。
(5)補償年度	①利用契約が成立した日（当日を含みます）から当該日の 1 年後に到来する日まで、およびそれ以降は②前補償年度末日の翌日から当該日の 1 年後に到来する日までをいいます。
(6)携帯端末機	以下の条件をすべて満たすものをいいます。 ① 日本国内の有線電話系通信事業者（以下「キャリア」といいます）により提供される、移動体通信システムを利用するための端末機（従来型携帯電話、スマートフォンおよびタブレット型端末（いずれも Wi-Fi のみモデルを含みます））、電子書籍の閲覧用端末またはルーターであること ② キャリアまたは当該端末機のメーカーの直営店もしくは指定店（正規サービスプロバイダー）により日本国内で修理可能なこと ③ 利用者自身が、当社の運営する「ヤフオク!」で落札または「Yahoo! ショッピング」で購入したものであること
(7)事故	以下の事象をいいます。 ① 携帯端末機の盗難 ② 携帯端末機の紛失 ③ 携帯端末機の自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態の下で発生した故障に限ります。また、携帯端末機本

	体の故障に限り、充電器等の付属品の故障は含みません）
(8)支払い事由	第 5 条第 1 項に定める、当社が本規約に従い補償金を支払う事由をいいます。
(9)ID	Yahoo! JAPAN ID をいいます。

第 2 条（申し込み・利用条件）

1. 本サービスの申し込みおよび利用にあたっては、利用者が本サービスの申し込みにあたって用いる ID（以下「本 ID」といいます）で、利用者名義で Yahoo!ウォレットに登録していることを必要とします。
2. 申し込みは携帯端末機ごとに行うものとし、携帯端末機ごとに利用契約が成立します。
3. 申し込みは 1ID につき、3 携帯端末機、3 利用契約を上限とします。
4. 申し込みは、携帯端末機を落札または購入した当日（以下「落札等日」といいます）から落札等日より起算して 14 日以内に行う必要があります。落札等日から 14 日経過後の申し込みは一切できません。

第 3 条（契約の成立等）

利用者が、当社所定の確認事項を確認し、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の方法により、本サービスの利用を当社に対して申し込み、当社がこれを承諾した場合、申し込み日から 4 週間（以下「猶予期間」といいます）経過した日に、利用者と当社の間で利用契約が成立します。当社から利用者に対する承諾の通知は、当社所定の方法により行います。各利用契約の対象となる携帯端末機は所定の手続きに従ってご登録いただきますが、当該登録の実施のいかんは利用契約の成立に影響しません。なお、猶予期間中は、第 10 条の規定に従い申し込みの取り消しが可能です。

第 4 条（利用料）

1. 利用者は、契約期間中、毎月のご利用料金（以下「利用料」といいます）を、当社に対し、Yahoo!ウォレットに登録した方法にて支払うものとします。本サービスの利用料は、本サービスのページ上に記載します。
2. 利用者は、月の途中で利用契約が成立または終了した場合でも、当該月につき月額の利用料を全額支払う義務を負います。
3. 前二項の定めにかかわらず、猶予期間中に、第 10 条の規定に従い、利用者が申し込みの取り消しをした場合には、利用契約が成立しないため利用料はいただきません。猶予期間を経過し利用契約が成立した場合、利用者がその時点で携帯端末機を保有しているか否か、ヤフオク!や Yahoo!ショッピングにおける利用者と第三者の携帯端末機に関する取引の成立のいかんにかかわらず、利用料が発生いたしますのでご注意ください。
4. 支払い条件等は、Yahoo!ウォレットの定めに従います。
5. 一度お支払いいただいた利用料の返金はいたしません。

第 5 条（補償金の支払い）

1. 当社は、利用者が所有する携帯端末機が、契約期間中に日本国内において事故に遭遇し、かつ、発生した事故に応じ、利用者が次の各号に該当する場合、利用者に補償金を支払います。
   (1) 盗難および紛失の場合：
   携帯端末機を新規にヤフオク!で落札または Yahoo!ショッピングで購入した場合
   (2) 自然故障の場合：
   以下のいずれか一つに該当する場合
   ①当該携帯端末機について、キャリアまたは当該携帯端末機のメーカーの直営店もしくは指定店（正規サービスプロバイダー）で修理を行った場合。
   ②当該携帯端末機について、キャリアまたは当該携帯端末機のメーカーの直営店もしくは指定店（正規サービスプロバイダー）で修理を行うと修理費用が当該携帯端末機の落札額または購入額を上回る場合で、かつ新規端末機をヤフオク!で落札または Yahoo!ショッピングで購入した場合。
   ③当該携帯端末機について、キャリアまたは当該携帯端末機のメーカーの直営店もしくは指定店（正規サービスプロバイダー）で修理不能と診断された場合で、かつ新規端末機をヤフオク!で落札または Yahoo!ショッピングで購入した場合。
2. 補償金の額は、次の各号のとおりとします。
   (1) 前項第 1 号に該当する場合：
   事故にあった携帯端末機の落札額または購入額の 50%相当額
   (2) 前項第 2 号①に該当する場合：
   修理代金の 100%相当額。ただし、修理代金が事故にあった携帯端末機の落札額または購入額を上回る場合は、補償金の額は当該携帯端末機の落札額または購入額とします。
   なお、修理代金には携帯端末機の送料や費用支払い時の振込手数料等の付随費用は含みません。
   (3) 前項第 2 号②③に該当する場合：
   事故にあった携帯端末機の落札額または購入額の 80%相当額
3. 前項第 1 号において、事故にあった携帯端末機の落札額が、事故にあった携帯端末機と同等機種の平均落札額として当社が算出する金額（以下「平均落札額」といいます）を金 3 千円以上上回る場合、平均落札額に金 3 千円を加算した金額を事故にあった携帯端末機の落札額と見なします。
4. 前三項の定めにかかわらず、1 補償年度中に発生した支払い事由に基づき支払われる補償金の額は、1 利用契約につき、盗難または紛失の場合は金 1 万円、自然故障のときは金 2 万円をそれぞれ上限とします。また、1 利用契約につき特定の補償年度に補償金の支払いを受けられるのは 1 回に限られます。特定の補償年度中に発生した支払い事由に

基づき補償金の支払いを受けた場合、同一の補償年度中に発生した他の支払い事由に基づき、補償金の支払いを受けることはできません。

第 6 条（補償金の支払いを請求できない場合）

1. 利用者は、以下の場合には、補償金の支払いを請求することができません。
   (1) ヤフオク!または Yahoo!ショッピングを介した利用者と出品者または販売者間の携帯端末機に関する取引が、利用者の個人使用を目的として所有権の移転を行うものではない場合（レンタルその他の役務の提供である場合を含みますが、これに限られません）
   (2) 業務目的で購入した場合、またはもっぱら業務用に使用した場合
   (3) 当社の定める補償審査手続きに従わない場合（必要な審査資料を提出しない場合や真正な審査資料を提出しない場合を含みます）
   (4) 本条第 2 項または第 3 項に該当する場合
2. 利用者は、事故が次の各号のいずれかに該当する場合は、補償金の支払いを請求することはできません。
   （1） 事故の発生が本サービスの申し込み日から起算して 60 日を経過する日以前の場合
   （2） 利用者または同一生計者（利用者の配偶者、利用者もしくはその配偶者と生計をともにする同居の親族、または利用者もしくはその配偶者と生計をともにする別居の未婚の子をいいます。この場合、続柄等は支払い事由が発生した時点において判断します。以下本項において同じ）の故意または重過失に起因する場合
   （3） 利用者または同一生計者の不正、詐欺または横領に起因する場合
   （4） 利用者または同一生計者の犯罪行為または闘争行為に起因する場合
   （5） 製造者等により、法令に基づき、または自主的に、対象の商品がリコール対象となった場合
   （6） 取扱説明書、添付ラベル等の注意書に反するような商品の誤った使用に起因する場合
   （7） 温度、湿度の変化または空気の乾燥、さび等に起因する場合
   （8） 商品機能に直接関係のない汚損、擦損、塗料の剥落、変色その他外形上の損傷に起因する場合
   （9） 国または公権力の行使に起因する場合
   （10）戦争・武力行使、革命、内乱、テロ、騒乱または暴動に起因する場合
   （11）地震、噴火、津波その他の天災地変に起因する場合
   （12）核燃料物質または放射能汚染に起因する場合
   （13）大気汚染、水質汚濁、油濁、土壌汚染、地盤沈下等の環境汚染に起因する場合
3. 利用者は、事故の対象となった携帯端末機について、次の各号のいずれかに該当する場

合は、補償金の支払いを請求することはできません。

（1） 補償審査の申請時点までに、利用者が、本サービスにおいて、利用契約の対象となる携帯端末機のメーカーおよび製造番号の登録手続きをしていない場合

（2） 盗難・紛失の場合で、利用者が警察に対して盗難届・紛失届の届け出を行っていない場合

（3） 盗難･紛失の場合で､利用者が新しい携帯端末機をヤフオク!で落札またはYahoo!ショッピングで購入後に、警察に対して事故にあった携帯端末機の盗難届・紛失届の届け出を行った場合

（4） 盗難・紛失の場合で、事故にあった携帯端末機が、補償金の請求前に盗難・紛失後に利用者に返還された場合

（5） 利用者が事故にあった携帯端末機の落札額または購入額を証明できない場合

（6） 利用者が事故にあった携帯端末機につき、仲間内の売買等や自己取引により不当に価格をつりあげる等の不正行為を行っていた場合

（7） 他の保険、保証制度等や、商品の出品者、加害者等他の者から、補償、賠償または代金の全部または一部の返金を受けた場合

（8） その他、Yahoo! JAPAN 利用規約および本規約に違反した場合

第 7 条（補償審査の申請、補償金の支払い）

1. 利用者は、支払い事由が発生した場合、当該事由が発生した日から 30 日以内に、その旨を当社所定の方法により申請するものとします（補償審査手続きの詳細については、http://hosho.yahoo.co.jp/mobile/guide/でご確認ください）。利用者は、契約期間中にこの申請を行わない場合、補償金の支払いを請求することはできません。
2. 当社は、前項の申請があった場合、支払い事由に該当しないことまたは前条に定める補償金を支払わない場合に該当することが明らかな場合を除き、利用者に対して補償審査に関して必要な書類等に関する通知を送付します。
3. 利用者は、前項の通知日から 180 日以内に、当社指定の送付先に、別表に規定する書類および証拠ならびに当社が必要に応じて別途指示する書類および証拠（以下「審査資料」と総称します）を送付するものとします。また、当社が補償審査に関する問い合わせを行った場合、利用者は、これに速やかに回答するものとします。
4. 審査資料の準備および送付ならびに前項の問い合わせへの回答にかかる費用は、利用者の負担とします。また、利用者は、審査資料を当社が返還しないことをあらかじめ承諾するものとします。
5. 当社は、補償審査の結果、本規約に従い、支払い事由に該当し、かつ、前条に定める補償金を支払わない場合に該当しないと判断した場合、第 3 項に定める審査資料および問い合わせへの回答が当社指定の送付先にすべて到着した日から原則として 30 営業日以内に、利用者に対して補償金を支払います。当社が補償金の支払いまでに 30 営業日を超える日数が必要と判断する場合は、その旨利用者に通知します。

第 8 条（変更事項の届け出）

1. 利用者は、本サービスの利用の申し込みにあたり登録したメールアドレスに変更が生じた場合は、速やかに本サービス所定の手続きにより当社に届け出るものとします。
2. 利用者は、ID または Yahoo!ウォレットの登録情報に変更が生じた場合は、ID または Yahoo!ウォレット所定の手続きにより登録情報を変更するものとします。
3. 利用者が前二項の届け出または変更を怠ったため、当社からの通知が延着し、または到達しなかった場合、当該通知は通常到達すべき日時に到達したものとみなします。また、利用者が届け出または変更を怠ったために利用者に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 9 条（本サービスの適用対象外）

1. 利用者が補償金を不法または不正に取得する目的で利用契約を締結したときは、当社は、補償金を支払う義務を負いません。
2. 利用者が、本サービスの利用にあたり、故意または過失により、虚偽の登録、届け出、または申告をした場合は、本サービスの提供対象外とします。
3. 前二項の場合において、当社がすでに補償金を支払っていたときは、当社は、補償金の返還を請求できるものとします。この場合において、当社は、すでに支払われた利用料を返還しません。

第 10 条（利用契約の解約）

利用者は、猶予期間中の申し込みの取り消しや、利用契約成立後の利用契約の解約を希望するときは、当社所定の方法に従い、解約を申し出ることで、いつでも利用契約を解約できます。

第 11 条（当社による利用契約の解除）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当社所定の方法で利用者に通知することにより、利用契約を将来に向かって解除できるものとします。
   (1) 利用者が補償金を詐取その他不正に取得する目的で支払い事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
   (2) 利用者が補償金請求にあたり、詐欺その他の不正行為を行い、または行おうとした場合
   (3) 利用者が Yahoo! JAPAN 利用規約および本規約に違反した場合
2. 前項により利用契約が解除された場合、解除事由に関連する支払い事由または利用者が利用規約に違反した後に発生した事故に基づく支払い事由については、利用者は補償金の支払いを請求することはできません。また、当社がすでに当該支払い事由について補償金を支払っていたときは、当社は、補償金の返還を請求できるものとします。

この場合において、当社は、すでに支払われた利用料を返還しません。

第 12 条（本サービスの中止・停止）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者に事前に通知することなく、本サービスにかかる業務を中止または停止できます。

(1) 当社のサーバー等のシステムまたはその設置場所の緊急を要する保守その他管理上緊急の対応を行う必要がある場合

(2) 天災地変、戦争、内乱、暴動、火災、停電、通信回線設備の事故、通信事業者の債務不履行または緊急メンテナンスの実施、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導その他当社の責めに帰することができない事由により、本サービスの提供ができない場合

(3) その他当社が実施しているサービス（本サービスに限りません）の運用上または技術上当社が必要と判断した場合

第 13 条（利用契約の終了）

1. 以下の場合には、利用契約が終了します。ただし、利用契約終了時までに、利用者が第 7 条第 1 項の申請を行っていた場合、当社が補償金を支払わないと決定するまで、または当社が補償金を支払うまで、補償審査および補償金の支払いに関係する条項が適用されます。
   （1）利用契約の成立日から起算して 2 年経過した場合
   （2）第 5 条第 1 項または第 5 条第 2 項(2)もしくは(3)に該当し、第 7 条第 1 項に定める申請の期限を経過した場合
   （3）第 10 条に基づき当社が利用者からの解約の申し出を受領した場合
   （4）第 11 条に基づき当社が利用契約を解除した場合
   （5）利用者の ID または Yahoo!ウォレットの登録情報が削除された場合
   （6）利用者が死亡した場合
   （7）当社が本サービスを終了した場合
2. 利用者は、利用契約終了時以降に発生した支払い事由については、補償金の支払いを請求することはできません。

第 14 条（本規約の変更）

当社が必要と判断した場合には、利用者にあらかじめ通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。ただし、利用者に大きな影響を与える場合には、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるものとします。

2015 年 1 月 21 日制定

別表　必要な書類および証拠（第 7 条第 3 項）

1. 盗難・紛失の場合
   ① 運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険証の写し等本人であることを確認できる当社指定の書類（以下「本人確認書類」といいます）
   ② 当社所定の補償金請求書（必要事項を記入のうえ、署名なつ印したもの。以下「補償金請求書」といいます）
   ③ 事故にあった携帯端末機のヤフオク!での落札、または Yahoo!ショッピングでの注文の際の売り主からの発送完了メールまたはこれに代わるもの（以下「取引エビデンス」といいます）
   ④ 事故にあった携帯端末機の落札金額または購入金額を支払ったことを証明する振込明細票または支払明細書等（以下「代金支払証明書類」といいます）
   ⑤ 所轄の警察署発行の盗難届出証明書（盗難の場合）、紛失届出証明書（紛失の場合）
   ⑥ 新しい携帯端末機の取引エビデンス
   ⑦ 新しい携帯端末機の代金支払証明書類

2. 自然故障で修理を行った場合
   ① 本人確認書類
   ② 補償金請求書
   ③ 事故にあった携帯端末の取引エビデンス
   ④ 事故にあった携帯端末機の代金支払証明書類
   ⑤ 事故にあった携帯端末機の修理費用に関するキャリアまたはメーカー発行の修理代金領収証

3. 自然故障で修理費用が携帯端末機の落札額または購入額を上回る場合または修理不能と診断され、ヤフオク!または Yahoo!ショッピングで新たな端末を購入した場合は、上記 2①～⑤に加えて次の書類
   ① 新しい携帯端末機の取引エビデンス
   ② 新しい携帯端末機の代金支払証明書類